

北海道防災対策基本条例の改正の方向性について「最終報告」

経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、防災を取り巻く社会情勢等が大きく変化していることなどから、平成25年5月17日に北海道知事から「条例の改正の方向性」について北海道防災会議に諮問があった。北海道防災会議ではこれを受け、同年5月30日に10名の専門委員からなる「北海道防災対策基本条例改正専門委員会」を設置し、東日本大震災から得られた教訓や災害対策基本法の改正などを踏まえ、現状の課題や改正条例が目指す姿について検討を行い、「最終報告」を取りまとめました。

最終報告の概要

改正条例の目指す姿

災害に強くなやかな地域社会の構築 ～ 北海道の災害文化の醸成 ～

教訓1 想定を超えた大災害
→防潮堤の決壊などハード対策の限界

教訓2 住民の命を救ったもの
→迅速な避難、日常の防災教育

教訓3 避難生活を支えたもの
→地域コミュニティ、情報、ボランティア

教訓4 行政機能の喪失
→庁舎・職員の被災による機能の喪失

基本理念

自助

共助

公助

想定の見直しと減災の徹底

- あらゆる事態を想定した防災・減災対策の見直し**
想定外を禁句とした災害想定の見直し
【大規模地震、複合災害、局地的豪雨、竜巻等への対応】
- 「減災」の徹底**
災害対策のあらゆる分野で、生命・身体を守りつつ、被害を最小化する「減災」の考え方を徹底
- ハードとソフトの組み合わせによる防災・減災対策の多重化**
各主体がハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることにより、多重化
- 多様な主体の視点の反映**
多様な主体のニーズを踏まえた防災対策【男女、要支援者、旅行者などの視点】

防災教育の強化

- 防災教育の充実強化**
家庭、幼稚園、保育所、学校、地域、職場等さまざまな場面において充実強化。
【「釜石の奇跡」、「津波でんこ」が示す命を守る防災教育】
- 防災・減災情報の充実**
防災・減災対策に必要な情報を様々な方法で、分かりやすく、道民等に積極的に周知
- 災害教訓の伝承**
家庭での教えはもとより、防災教育、語り部などにより、次世代に受け継ぐ
- 防災・減災知識の普及啓発**
生活や地域社会の中に防災・減災の視点を取り入れるなどの工夫により、幅広く啓発

互いに助け合う地域づくり

- 地域防災コミュニティにおける防災力の向上**
防災・減災活動を通じた地域の活性化と豊かな人間関係づくりを推進
【自主防災組織、地域防災マスター等の育成】
- 被災者等への情報伝達**
情報伝達手段の多重化・多様化の推進【あらゆる広報媒体・技術の活用】
- ボランティアやNPOの育成と受入体制の整備**
ボランティアやNPOの育成支援と体制整備【災害ボランティアセンターの設置】
- 避難行動要支援者への支援**
災害時に避難行動要支援者を支援する体制の整備

行政機能の強化と広域応援

- 道・市町村の組織体制の強化**
組織体制の強化と必要な計画の策定【業務継続計画(BCP)等の策定】
- 関係機関の情報共有と連携強化**
応急対策時において必要な災害情報や被害状況等の収集・共有と伝達を強化し、相互に連携して対策を実施するため、体制の整備
- 広域応援と受援体制の整備**
特定の地域が被災した場合に、被災地以外の地域が応援するしくみの整備

総合的な防災・減災対策の推進

1 防災の主流化の考え方の導入

あらゆる施策を「防災・減災」の観点で点検し、必要な資源を投入

2 実施計画の策定

目標と達成時期を明記した戦略的防災・減災対策の推進

3 財政措置

財政上の措置に努めるとともに防災減災の視点による検討

4 災害復旧・復興

災害予防・災害応急対策のみならず、復旧・復興の理念を明確化

5 災害検証

大規模災害に対し、検証を義務化
検証結果から教訓を生み出し、防災対策に反映

6 積雪寒冷期の防災・減災対策の強化

暴風雪に関する適切な情報提供

【改正スケジュール】

H25.6～10	専門委員による検討
8～10	地域意見交換
10	知事へ答申
11	パブリックコメント
H26.2	条例提案